

施行細則

第1章 幹事

第1条 幹事は、評議員の中から2名の幹事の推薦を受けて事務局に提出し、幹事会で推薦され、評議員会で承認されたものを幹事とする

第2章 会長の選出

第2条 会長は幹事の中から幹事会で選出する。

第3条 評議員会で審議し承認された者を会長とする。

第3章 副会長、監事の委嘱

第4条 副会長は幹事会において幹事の中から選出し会長が委嘱する。

第5条 監事は幹事会において幹事または評議員の中から選出する。

第4章 学術集会会長の委嘱

第6条 学術集会会長は、幹事会において評議員の中から1名選出し、会長が委嘱する

第5章 評議員の再任および新評議員の委嘱

第7条 評議員の再任は、幹事会で救急医療への活動状況を審査し、本人に再任の意志を確認して、会長が委嘱する。(なるべく、災害拠点病院および各地の救急病院協会加盟病院の代表者を網羅する)

第8条 救急医療活動に積極的な医療機関の代表者を、1名以上の評議員の推薦状を添えて会長に提出し、幹事会で審議され、評議員会で承認された者を会長から新評議員に委嘱する。

附則 本会細則は平成27年9月5日の評議員会の承認を得て発効する